



たるみ歯科通信



2021年1月 第121号

新年明けましておめでとうございます、院長の樽味です。

私は月1回のペースで、その月にあったこと・感じたことを（備忘録として）医院HPのブログに書いているのですが、見返してみると、昨年前半は新型コロナに関するものばかりでした。初めて経験する試練の中、素早い決断とブレない姿勢が求められ、ポジティブに捉えようと、コロナによって院長としてのリーダーシップが鍛えられたように思います。また、今まで当たり前だった『生きること』や『スタッフ・職場を守ること』への意識がコロナ禍で高まり、今年は、年始から気合いが入っています。

さて、医院の現状を記しますと、昨秋、歯科技工士とともに総義歯セミナーを受講し、顎運動描記（ゴシックアーチ）を取り入れた作製法に変えました。デジタル技術（CAD/CAM やジルコニア）が得意な歯科技工士との提携も始め、より精度の高い治療が可能になりました。10人以上在職する歯科衛生士の院内教育も順調に進んでおり、課題はありますが、理想とする衛生士像に近づいています。歯科技工士との連携・歯科衛生士の育成に目途が立ったことから、今年は私を含めた歯科医師のレベルアップを目標とします。先端機器の導入も視野に入れ、阪大・歯科保存学教室から派遣されている歯科医師とともに、歯を抜くことなく保存する領域（歯科保存学）の治療レベルを、特に上げていきたいと思えます。

ただし、疾患にならない（疾患を生まない）ことが肝要ですので、今まで通り、小児から高齢者までのメンテナンス（定期健診）に力を注いでまいります。

最後になりますが、コロナ禍はまだまだ収まりそうにありません。当院では、皆様に安心して受診いただけるよう、診療室でも休憩室においても十分な感染対策を取り、意識を高めております。皆様も静かな食事、手洗いの励行とマスクの着用を徹底され、この冬、気をつけてお過ごしください。

それでは本年もよろしく願いいたします。

新年明けましておめでとうございます。受付の大嶋です。

新年第1号の通信は「**保険診療と自費診療**」についてお伝えします。



保険診療と自費診療は、大きく分けると「治療方法」「使用材料」「治療費」に違いがあります。

保険診療とは

国が定めたルールに従った治療は健康保険で費用を負担してもらえらるため、ムシ歯治療や歯周病治療などほとんどの治療は保険診療が可能です。

メリット

- 治療費の自己負担額が少ない。
- どの医療機関でも同じ費用で治療を受けることができる。

デメリット

- 必要最低限の治療なので治療方法に制限がある。
- 保険適応では使える材料に制限がある。



自費診療とは

より質の高い治療（美しさ・機能性・強度・使用感）は保険適応外の自費診療で受けることができます。

メリット

- 治療方法の選択肢が豊富である。
- より美しい材料、より機能的な材料を選択することができる。

デメリット

- 治療費が保険診療に比べると高額である。
- より精密な診療を行なうため治療期間が長くなる場合もある。



自費診療のご希望がございましたら、担当歯科医師・担当歯科衛生士まで遠慮なくご相談ください。

